

2024年度 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善計画

1 各職種間の業務分担

(1)看護補助者と看護師

ア 看護師の業務を見直し、看護師からの適切な指導があれば無資格者でも出来る業務を選別し看護補助者との業務分担を行っている。

(2)薬剤師と看護師

ア 各病棟へ薬剤師を配置し、入院時初回面談、入院時持参薬の確認、ハイリスク薬の投与前説明、病棟の医薬品管理業務(毎日：病棟常備薬定数確認(内服・注射・向精神薬)、週1回：救急カートの定数確認、月1回：期限確認)を行っている。

(4)看護師と言語聴覚士

ア 摂食機能療法に対して、言語聴覚士のみならず看護師の介入も行っている。

(5)診療放射線技師と看護師

ア 診療放射線技師が核医学検査における放射性医薬品の投与行為等に積極的に関わることで、医師・看護師の更なる負担軽減を図る。

(6)理学療法士・作業療法士・言語療法士と看護師

ア リハビリテーション介入時にトイレ誘導、洗面動作の誘導を積極的に行い、リハビリテーション室への送迎を実施することで、業務の負担軽減を図る。

(7)その他

ア 外来業務における看護師の業務分担の見直しを行い、それに伴い生じた余剰看護力を病棟業務に充てている。

2 子育てや介護職員への配慮

(1)子育てや介護を必要とする看護職員に対して、夜勤回数を少なくし、夜勤のない部署への配置換えなどを行っている。

(2)小学校低学年(小学校3年生)までの子を養育または家族の介護を行う場合、通常勤務時間ができない職員が非常勤にならずにキャリア継続ができるよう支援する短時間正職員

制度を導入・運用を開始している。

### 3 役割分担推進のための委員会

- (1)会議名 医療従事者等の働き方改革推進委員会
- (2)開催頻度 年4回 不定例での開催
- (3)参加メンバー 病院長、副院長、看護部長、事務長、放射線科主任、リハビリテーション科主任、栄養科。
- (4)当計画の実施状況等について、年1回委員会に報告し審議を行う。